

## 議第25号

京都市土地利用審査会条例の一部を改正する条例の制定について  
京都市土地利用審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市土地利用審査会条例の一部を改正する条例  
京都市土地利用審査会条例の一部を次のように改正する。  
第6条に次の1項を加える。

- 5 前項の規定にかかわらず、国土利用計画法第12条第6項又は第13項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定による確認に係る議事は、現に在任する委員の総数の過半数で決する。

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 提案理由

国土利用計画法の規定に基づく規制区域の指定等の相当性の確認に係る議事の議決要件を定める必要があるので提案する。